

令和6年度鳥取県原子力防災訓練（船舶避難）実施要領（案）

1 目的

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）等において、バス・乗用車による避難を中心としつつ、船舶による避難を補完的手段として位置付けており、海上自衛隊の協力を得て、連携要領の確認、船舶への乗船、降船手順の確認及び港湾使用に係る関係機関等との調整方法等の確立及び検証を行うことを目的とする。

2 主要訓練項目

- (1) 船舶避難に係る関係機関との連絡要領の確認
- (2) 船舶への乗降船手順の確認
- (3) ヘリコプターを使用した船舶からの緊急輸送手順の確認
- (4) 船舶避難時における住民対応の確認及び課題の抽出
- (5) 避難退域時検査実施方法の確認（海自）
- (6) 複合災害時の対応確認

3 実施日時

令和6年7月31日（水） 8：00～14：00

4 実施場所

境港市（竹内3号岸壁）、鳥取市（鳥取港3号岸壁）

5 実施機関等

- (1) 実施機関
鳥取県、米子市、境港市、海上自衛隊舞鶴地方総監部、中国電力株式会社等
- (2) 参加艦艇
海上自衛隊水中処分母船1号（YDT）、曳船
- (3) 訓練参加者数
約85名（住民約20名）

6 訓練想定

- (1) 島根原子力発電所において、トラブルが発生し、避難へ進展。
- (2) 海自艦艇が避難に使用可能な状況にあり、船舶により避難を実施する。
- (3) 地震等により大型船舶が入港不可のため、入港可能な曳船に住民が乗船した後、洋上の大型船舶に移乗し、住民を輸送する。
- (4) 航行中、医療機関への緊急搬送が必要な避難者が発生し、県消防防災ヘリにより搬送する。
- (5) 鳥取港において避難退域時検査を実施する。

7 訓練内容

参加者は各集合場所に集まった後、バスで港へ移動する。その後、海上自衛隊船舶へ乗り込み、洋上で船舶に移乗し避難を実施する。

鳥取港まで航行する間に県消防防災ヘリによるホイスト救助訓練を実施する。
住民が鳥取港まで避難完了後、避難退域時検査訓練を実施する。

8 訓練ふりかえり

訓練終了後、訓練のふりかえりを行い、教訓を抽出する。

9 訓練の中止

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。詳細は次のとおりとする。

(1) 中止の決定基準

訓練は、晴雨にかかわらず実施するが、鳥取県内において、次の事態が発生した場合は訓練の中止を判断する。

- ア 県内で大規模事故及び警報以上の気象情報等が発令された場合
- イ 防災関係機関が、災害による警戒体制以上の配備を必要とする場合
- ウ 鳥取・島根両県内で震度5以上の地震が発生した場合
- エ 海上状況等により、出航等ができない場合
- オ その他危機事案発生等により開催できない場合
- カ 危機管理部長が中止と判断する場合

(2) 決定方法

訓練日前（2日前程度）からの気象予測等及び訓練当日の気象状態等を見て、危機管理部長が米子・境港両市、海上自衛隊舞鶴地方総監部等と協議の上、決定する。

(3) 訓練中止の最終決定時刻

ア 訓練開始前

訓練前日午後5時とする。

イ 訓練当日

ア以降は、気象情報、波高等に基づき、午前6時に判断。

移乗海域波高 1m 以上	移乗不可（YDT に竹内岸壁から乗船して鳥取港まで航行）
訓練海域波高 1.5m 以上	鳥取港までの航行は不可（YDT に竹内岸壁から乗船して竹内岸壁周辺の航行）
風速 10m/s 以上	出港不可（訓練中止）

防災関係機関の訓練内容については、適時その有無を確認する。

(4) 連絡方法

ア 訓練中止決定後は、すみやかに別途作成する連絡系統図等に基づく電話・FAX・メール・HP 掲出で連絡する。

イ 県職員へは、参加者メールアドレスによりメールで連絡する。

※中止決定は、午前6時半までに連絡するので、連絡がない場合は、予定どおり実施する。